

4. 介護保険のしくみ

① 介護保険制度について

介護保険制度は、越前市が保険者となって運営しており、40歳以上のみなさんが、加入者（被保険者）となり納めている保険料が大切な財源になっています。介護や支援が必要と認められたら、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

介護保険に加入する人は65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）に分かれており、保険料の計算方法やサービスを利用できる条件が異なります。

② 介護保険料について

40歳以上65歳未満の方の保険料は加入している医療保険者ごとの計算方法により決められています。65歳以上の方の保険料は、越前市で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得などに応じて決まります。（令和7年4月1日現在）

越前市の介護保険料段階			
所得段階	所得段階の説明	保険料算式	1年間の保険料
第1段階	①生活保護を受けている人 ②世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円以下の人	基準額×0.25 (注1)	17,670円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額（注2）と課税年金収入額の合計が80.9万円超120万円以下の人で、かつ、第1段階に該当しない人	基準額×0.485 (注1)	34,280円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人で、かつ、第1段階に該当しない人	基準額×0.685 (注1)	48,410円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円以下の人	基準額×0.85	60,070円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円超の人	基準額 (基準月額)	70,680円 (5,890円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	84,810円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	91,880円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	106,020円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	120,150円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	134,290円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1	148,420円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3	162,560円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.4	169,630円

※ 注1 第1～3段階の介護保険料については、公費により引き下げられています。

※ 注2 自然災害等で損害を受けたり、生活困窮と認められる人は、申請により介護保険料軽減を受けられる場合があります。

③ 申請から介護サービスを利用するまで

- (1) **相談・申請** 介護保険制度やサービスの利用などに関する相談は、市長寿福祉課、地域包括支援センターが受け付けます。
また、申請は市長寿福祉課、今立総合支所で受け付けます。
- (2) **認定調査** 市の調査員が自宅や病院などに伺い、本人の食事や入浴、日常生活動作などに関する調査を行います。また、市から主治医に対し、本人の心身の状態等について意見書を依頼します。
- (3) **認定審査** 保健・医療・福祉の専門家で構成する「介護認定審査会」が、認定調査の結果と主治医の意見書をもとに審査します。
- (4) **認定結果の通知** 介護が実際にどの程度必要か判定され、その認定結果が通知されます。非該当（自立）と認定された方は、介護保険のサービスは受けられません。
サービスを利用するには、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成するケアプランが必要です。認定結果に基づいて、次の事業所に相談してください。
要介護 1～5 → 居宅介護支援事業所（P33 参照）
要支援 1～2 → 各地区の地域包括支援センター（P23 参照）もしくは指定介護予防支援事業所（P33 参照）
非該当 → 各地区の地域包括支援センター（P23 参照）もしくは市長寿福祉課
- (5) **ケアプランの作成** 認定を受けた人がケアマネジャーに依頼（契約）して作成されたケアプランをもとに介護サービスを利用します。
○ケアマネジャーとは、利用者の心身の状況に合わせて介護サービスを計画してくれる専門家のことです。
○ケアプランとは、介護サービスや施設選びに関して本人や家族と話し合っ
て作成される計画書のことです。
- (6) **サービスの利用** 介護度が決定した後、ケアプランに基づいて在宅や施設でのサービスが受けられます。サービスの利用料は、1 割～3 割（P32 ⑤参照）の負担額で利用できます。

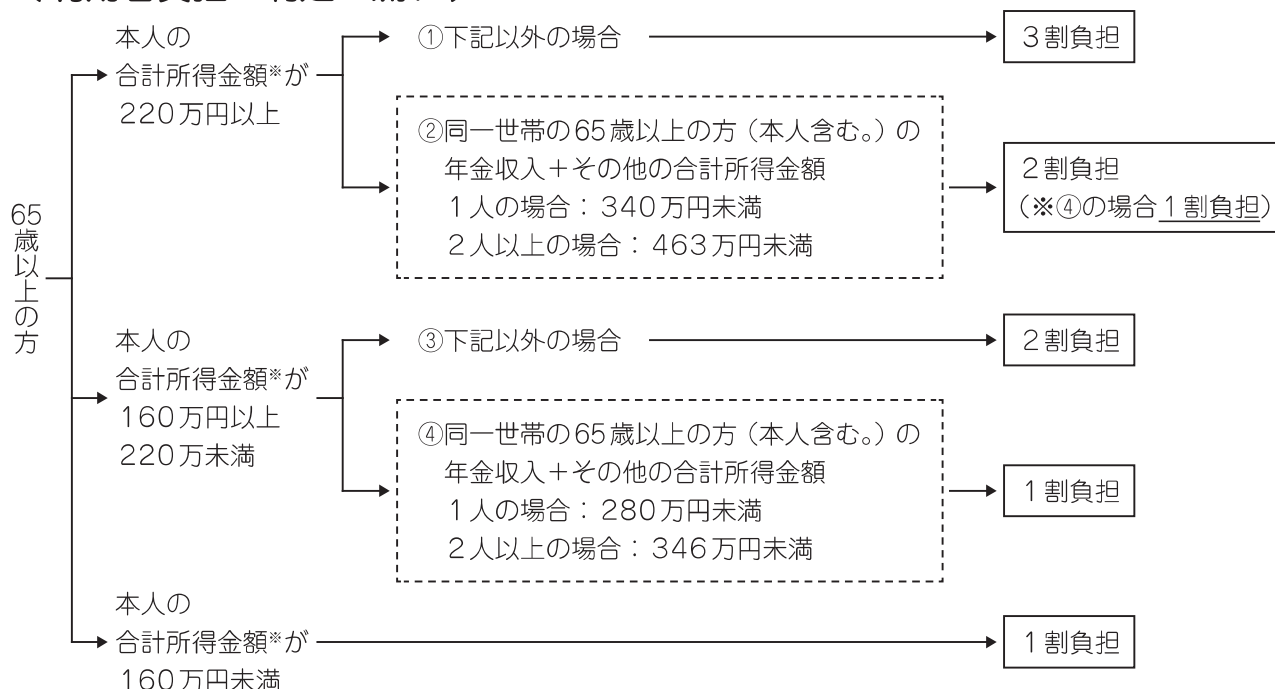
④ 要介護度ごとの利用限度額

要介護状態区分	1 か月の支給限度額	利用者負担
要支援 1	50,320円	左欄の支給限度額の範囲内でサービスを利用した場合、利用額の一部（1 割～3 割）が自己負担となります。支給限度額を超えて利用した場合、超えた分は全額自己負担となります。
要支援 2	105,310円	
要介護 1	167,650円	
要介護 2	197,050円	
要介護 3	270,480円	
要介護 4	309,380円	
要介護 5	362,170円	

⑤ 介護サービス利用時の負担割合について

総合事業の対象の方、要介護（支援）認定を受けているすべての方に「介護保険負担割合証」を交付します。

《利用者負担の判定の流れ》



- 市民税の所得更正があった方、世帯の方に異動（転出入・転居・死亡・65歳到達等）があった方、65歳になった方等は、年度途中で負担割合が変更になる場合があります。
- 64歳以下の方、本人が市民税を課税されていない方、生活保護を受給されている方は、所得金額にかかわらず、1割負担となります。

⑥ 高額介護サービス費

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

※ 該当する方には、市から「支給申請書」をお送りします。

「支給申請書」が届いた人は、必要事項を記入のうえ、市にご提出ください。

一度「支給申請書」を提出した人は、次回から申請書の提出は不要です。

⑦ 高額医療・高額介護合算制度

1年間（8月から翌年7月）に支払った健康保険と介護保険の自己負担の合計額が定められた限度額を500円以上超えた場合に支給されます。

※ 該当する方には、医療保険者から「支給申請書」をお送りします。

⑧ 介護保険負担限度額認定制度

（施設・短期入所サービス利用時の食事・居住費の軽減）

施設サービスや短期入所サービスを利用する際の食費・居住費（滞在費）が次の要件に該当する方は、申請により負担する金額が軽減されます。（毎年度申請が必要です。）

〔軽減の対象となる方〕

（１）所得要件

世帯全員（世帯が違う配偶者（内縁関係の方）を含む。）が市民税非課税であること。

（２）資産要件

預貯金等が定められた額以下であること。

⑨ 介護保険のサービスを利用する場合の注意点

- 介護保険料を滞納している方が介護保険のサービスを利用した場合、滞納期間により保険給付が制限されることがあります。
- 交通事故などの第三者の行為によって介護保険サービスを利用する場合は、必ず市へ連絡してください。（示談をする前に連絡をお願いします。）

⑩ 介護保険のサービス

ケアプランの作成・サービス利用の相談

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護支援事業所 （居宅介護支援）	介護支援専門員（ケアマネジャー）が所属しています。居宅サービスを利用する場合、要介護者の心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。介護保険施設等への入所を要する場合は、当該施設等への紹介を行います。 ※ 要介護１～５の方が対象です。
指定介護予防支援事業所 （介護予防支援）	令和６年４月から居宅介護支援事業所（前述）が市の指定を受けて介護予防支援を行うことができるようになりました。介護予防サービスを利用する場合、要支援者の心身の状況、置かれている環境、要支援者の希望等を勘案し、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。 ※ 要支援１～２の方が対象です。

在宅サービス

	サービスの種類	サービスの内容
自宅で受けるサービス	・訪問介護 （ホームヘルプ）	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。
	・訪問入浴介護	介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。
	・介護予防訪問入浴介護	

	サービスの種類	サービスの内容
自宅で受けるサービス	・訪問看護 ・介護予防訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
	・訪問リハビリテーション ・介護予防訪問リハビリテーション	居宅での日常生活能力を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。
	・居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通って受けるサービス	・通所介護（デイサービス）	施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、日常生活能力のための支援を日帰りで行います。
	・通所リハビリテーション（デイケア） ・介護予防通所リハビリテーション	施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。
短期間入所	・短期入所生活／療養介護（ショートステイ） ・介護予防短期入所生活／療養介護	福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
居宅での暮らしを支える	・福祉用具貸与 ・介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具（車いす、特殊寝台、歩行器、つえ、手すりなど）を貸与します。 ※ 介護度により貸与できないものがあります。
	・特定福祉用具販売 ・特定介護予防福祉用具販売	排泄や入浴などに使用する福祉用具（腰掛便座、入浴補助用具など）を購入した際に、購入費を支給します。 ※ 同一品目は原則1回のみが支給対象です。 ※ 対象経費の上限は同じ年度内（4月から翌3月）で10万円です。（購入費に対し負担割合に応じて7～9割を支給） ※ 購入前に必ず契約しているケアマネジャーが市に相談してください。
	・住宅改修費支給 ・介護予防住宅改修費支給（P10参照）	排泄、入浴、外出など日常生活動作の自立を助けるための住宅改修をした際に、費用を支給します。 ※ 対象となる工事：手すりの取付け、段差の解消、床材・通路面の変更、扉の取替え、便器の取替え ※ 対象経費の上限は一人につき20万円です。（工事費に対し負担割合に応じて7～9割を支給） ※ 工事前に必ず契約しているケアマネジャーが市に相談してください。
在宅に近い暮らし	・特定施設入居者生活介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入所している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

地域密着型サービス ※ 原則として他の市町のサービスは利用できません

	サービスの種類	サービスの内容
住み慣れた地域での生活を支援	小規模多機能型居宅介護 (含介護予防)	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (含介護予防)	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活をします。 ※ 介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援2の人のみ
	認知症対応型通所介護 (含介護予防)	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能をあわせもったサービスで状態に応じ医療のニーズの高い利用者に対し適切なサービスが受けられます。
	地域密着型介護老人福祉施設	定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設です。
	地域密着型通所介護	定員が19人未満の小規模な通所介護事業所です。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と随時の対応を行います。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入所している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

施設サービス ※ 要介護1～5の人が利用できます（要支援1・2の人は利用できません）

	サービスの種類	サービスの内容
施設に入所する	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活の支援や介護が受けられます。 ※ 原則として要介護3以上の方が対象です。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
	介護医療院	長期の療養が必要な人が入所して、医療・看護・介護・リハビリテーションや日常生活上の支援を受けられます。

医療法人

野尻 医院

内科・小児科

夕方7時まで

平出1丁目12-37

TEL 22-5108

複合型デイサービス「てまり」

小さなデイサービスです。
我が家のようにゆっくりお過ごしください。

地域交流カフェ

みんなのしゃべり場「てまり茶屋」

毎週水曜日13:00～16:00

お気軽にどうぞお越しください♪



⑪ 越前市内の居宅サービス事業所一覧（令和7年3月現在）

（行政区順）

	事業所名称	所在地	電話番号
居宅介護支援事業所 (ケアマネジャー)	居宅かいごしえん府中	府中1-3-5	22-1084
	居宅介護支援センターおいで（休止中）	堀川町3-14	21-5454
	サンライフ小野谷 ★	蓬萊町6-24	21-1068
	ふくし百選プランニング越前	幸町1-16 (パッツオTAMAYA2階)	42-8545
	ケアセンターふじ	北府3-5-1	22-0234
	居宅介護支援センターひだまり	本多1-8-41	25-1655
	いきいき居宅介護支援事業所	高瀬2-4-22	22-2500
	居宅介護支援センター あいの樹	中央2-9-40	21-2886
	ケアフルハウス居宅介護支援センター ★	広瀬町153-12-2	22-0030
	県民せいきょう居宅介護支援事業所（丹南）★	家久町49	22-5001
	ニチイケアセンター武生	国高1-16-16	25-5080
	東武介護支援センター	横市町6-3	21-1155
	さわやか介護支援センター	塚町214	21-5800
	いちばん介護居宅介護支援事業所	瓜生町31-1	22-0055
	あいしん居宅介護支援事業所（休止中）	瓜生町45-11	23-3821
	和上苑居宅介護支援事業所 ★	高木町12-7-1	23-1114
	ほっとマネージメント	高木町111-2	21-5208
	アスピカ居宅介護支援センター	新保町20-31	43-6292
	レッツ居宅介護支援センター（休止中）	新保1-5-2	42-6822
	しくらケアプランステーション	今宿町8-1	21-3333
	越前市社会福祉協議会 ケアマネジメントサービスセンター	矢船町8-12-1	25-0005
	はながたみ介護支援センター	粟田部町33-1	42-1800
	メゾンいまだて 指定居宅介護支援センター ★	東湊尾町8-38	43-0202
通所 リハビリテーション (デイケア) 事業所	林病院リハビリテーションセンター 通所事業部	府中1-3-5	22-0336
	サンライフリハセンター	蓬萊町6-24	22-8835
	シルバーケア藤	北府3-5-1	22-8821
	シルバーハイツ武生	中央2-9-40	21-3111
	デイケアしくら	今宿町8-1	23-0150
	デイケア はながたみ	粟田部町33-1	42-0011
通所介護 (デイサービス) 事業所	デイサービスセンターわかたけ	堀川町9-15	25-5252
	デイサービスパワーリハビリアイ	本多1-12-3	21-5833
	いきいきデイサービス	高瀬2-4-22	22-2500
	デイ・フィットネス 楽らく 越前南店	東千福町10-19	22-5350
	サンライフリハステーション	常久町7-1	42-7633
	しくらデイ明日花	千福町328	25-5522
	ケアフルハウスデイサービス	広瀬町153-12-2	22-0030
	県民せいきょう丹南きらめきデイサービス	家久町49	22-5001

	事業所名称	所 在 地	電話番号
通所介護 (デイサービス) 事業所	ニチケアセンター武生	国高１－１６－１６	25-5080
	さくら倶楽部	横市町４－５	21-1307
	いちばん介護デイサービスセンター	瓜生町３１－１	22-0055
	デイサービスセンター和上苑	高木町１２－７－１	23-4565
	ほっと地域リハビリセンター	高木町５５－１１－１５	21-5208
	リハフィットほっとチャレンジ越前	高木町５５－１１－１８	29-3000
	レッツデイサービス横根	横根町１２－４－１	43-5311
	デイサービスセンター第２和上苑	白崎町３４－２－１	25-6363
	越前市社会福祉協議会 デイサービスセンター芦山	矢船町８－１２－１	25-0070
	越前市社会福祉協議会 デイサービスセンターいまだて	杉尾町１－２７－１	43-1212
	デイサービスセンター メゾンいまだて	東椋尾町８－３８	43-1800
訪問介護事業所 (ホームヘルプ)	訪問介護ステーション府中	府中１－３－５	24-5508
	訪問介護ステーションスマイル	高瀬１－２０－１９	29-1858
	あいぜん訪問介護センター	広瀬町１３１－２３	21-1782
	訪問介護サービスケアフルハウス	広瀬町１５３－１２－２	22-0030
	県民せいきょうホームヘルプサービス(丹南)	家久町４９	22-8611
	ニチケアセンター武生	国高１－１６－１６	25-5080
	いちばん介護	瓜生町３１－１	22-0055
	和上苑ホームヘルプ	高木町１２－７－１	23-6611
	ほっとヘルパーステーション	高木町１１１－２	21-5208
	レッツ訪問介護ステーション	横根町１２－４－１	43-5633
	越前市社会福祉協議会 ホームヘルプサービスセンター	矢船町８－１２－１	22-3233
	指定訪問介護 いっぱく	黒川町１１４－６１－１	28-1101
	ニチケアセンター今立	新在家町８－４０	42-1076
訪問入浴介護事業所	越前市社会福祉協議会 訪問入浴サービスセンター	矢船町８－１２－１	25-0070
訪問看護事業所	訪問看護ステーション府中	府中１－３－５	24-3610
	みんと訪問看護ステーション	府中２－２－２３ Ｓビル１Ｆ北	29-3328
	訪問看護ステーションサンライフ小野谷	蓬萊町６－２４	22-8835
	訪問看護ステーション ひだまり	本多１－８－４１	25-6008
	すずらん看護サービスステーション	中央２－９－４０	21-1808
	医療法人 野尻医院 居宅介護支援センター	平出１－１２－３７	22-5108
	ケアフルハウス訪問看護ステーション	広瀬町１５３－１２－３	22-0030
	訪問看護ステーション こころ	家久町９０－８－３１	42-6225
	訪問看護ステーション えちぜん	国高２－４４－３－９ 松原ビル１Ｆ西	42-6604
	東武内科外科クリニック	横市町６－３	21-1155
	さわやか訪問看護ステーション	塚町２１４	21-5800

次頁に続く

	事業所名称	所在地	電話番号
訪問看護事業所 前頁より続く	ライフケアリング 薔	瓜生町 3 1 - 1	42-7322
	ほっとリハビリ訪問看護ステーション	高木町 5 5 - 1 1 - 1 1	21-5208
	しくら訪問看護ステーション	今宿町 8 - 1	21-5555
	訪問看護ステーションいまだて	粟田部町 3 3 - 1	42-1800
訪問 リハビリテーション 事業所	医療法人 林病院 リハビリテーションセンター	府中 1 - 3 - 5	24-5508
	医療法人 斎藤医院	北府 3 - 5 - 1	22-0234
	池端病院 訪問リハビリテーションセンター	今宿町 8 - 1	23-0150
	一般財団法人 今立中央病院	粟田部町 3 3 - 1	42-1800
短期入所生活介護・ 短期入所療養介護 (ショートステイ) 事業所	笠原病院 介護医療院	塚町 2 1 4	23-1155
	ショートステイ いちばん星	瓜生町 3 1 - 1	22-0055
	第 3 和上苑	高木町 1 2 - 7 - 1	23-0700
	ほっとリハビリショートステイ	高木町 5 5 - 1 1 - 1 8	29-3000
	第 2 和上苑	白崎町 3 4 - 2 - 1	25-6400
	水仙園	萱谷町 4 - 9 - 1	27-2155
	短期入所生活介護センター メゾンいまだて	東樫尾町 8 - 3 8	43-1800
	医療法人 斎藤医院	北府 3 - 5 - 1	22-0234
	シルバーケア藤	北府 3 - 5 - 1	22-8821
	シルバーハイツ武生	中央 2 - 9 - 4 0	21-3111
福祉用具貸与・ 特定福祉用具販売 事業所	介護医療院 今立中央病院	粟田部町 3 3 - 1	42-1800
	サンライフ小野谷	本多 1 - 2 - 2	21-2265
	いちばん介護 福祉用具貸与事業所	瓜生町 3 1 - 1	22-0055
特定施設入居者 生活介護	ほっとリハビリ福祉用具センター	高木町 5 5 - 1 1 - 1 1	21-5208
	フォーユーエクセルわかたけ	堀川町 9 - 1 5	22-6767
	サンライフ小野谷	蓬萊町 6 - 2 4	21-1068
	ケアフルハウス	広瀬町 1 5 3 - 1 2 - 2	22-0030
	ケアハウス ファミールほのか	氷坂町 4 6 - 4 1 - 2	23-9889
	県民せいきょう丹南きらめき 介護付き高齢者向け住宅	家久町 4 9 - 4 - 1	22-7761
	ロイヤルほっとクラブ	高木町 5 5 - 1 1 - 1 8	29-3000
	介護付有料老人ホーム あいしくら (令和 7 年 5 月～)	今宿町 3 - 1 2 - 1	29-0677
	特定非営利活動法人 ケアホームいっぷく しらやま山荘	黒川町 1 1 4 - 6 1 - 1	28-1101

地域密着型事業所一覧

	事業所名称	所在地	電話番号
小規模多機能型 居宅介護事業所	小規模多機能ホーム 藤の里	国府 2 - 8 - 3 3	43-5505
	小規模多機能ホーム こころ	本多 1 - 8 - 1 2	23-2022
	小規模多機能 いきいきホーム	高瀬 2 - 4 - 2 2	22-2500
	県民せいきょう小規模多機能ホーム 丹南きらめきハウス	家久町 4 9	22-5011
	小規模多機能ホーム ほがら家	瓜生町 3 1 - 1	21-5588

	事業所名称	所在地	電話番号
小規模多機能型 居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護 わきあいあいわかたけ	高木町 1 2 - 7 - 1	25-1800
	小規模多機能ホーム かのん	横根町 1 2 - 4 - 1	43-5328
	アスピカケアセンターたけふ 小規模多機能ホーム	新保町 2 0 - 3 1	43-6242
	小規模多機能型居宅介護 王子保ホーム	四郎丸町 6 1 - 1 - 1 2	42-7765
	小規模多機能型居宅介護事業所・ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 おいで家	粟田部町 4 2 - 6 - 1	43-1900
	小規模多機能いきいきホーム 和紙の里ホーム	大滝町 2 5 - 2 3 - 1	42-0250
看護小規模多機能型 居宅介護事業所	看護小規模多機能ホーム ひだまり	本多 1 - 8 - 4 1	25-6001
	看護小規模多機能ホーム ケアフルハウス	広瀬町 1 5 3 - 1 2 - 3	22-0030
	生き生きほっと倶楽部	高木町 1 1 1 - 2	21-5208
	看護小規模多機能ホーム クローバー	杉尾町 1 - 2 4	42-6067
地域密着型 通所介護事業所	デイサービスセンター オアシス	堀川町 3 - 1 4	21-5454
	複合型デイサービス「てまり」	平出 1 - 1 2 - 3 7	22-5108
	吉野デイサービスセンターほのか	氷坂町 4 6 - 4 1 - 2	22-9229
	デイサービスいっしょ家	家久町 7 4 - 1 4 - 1	29-3280
	レッツデイサービス新保	新保 1 - 5 - 2	42-5111
	越前市社会福祉協議会 デイサービスセンター やふね	矢船町 8 - 1 2 - 2	25-0113
認知症対応型 通所介護事業所	越前市社会福祉協議会 デイサービスセンター つねひさ	常久町 1 - 1 5 - 1	25-0550
	県民せいきょう丹南きらめき あったかホーム (BLG 丹南)	家久町 4 9	22-5002
	デイサービスセンター らくらく	稻寄町 1 2 - 8 - 5	22-2120
	認知症対応型通所介護事業所 いこいの家	粟田部町 4 2 - 5 - 4	43-1906
認知症対応型 共同生活介護事業所	グループホーム 藤の都	北府 3 - 7 - 2 5	25-6002
	グループホーム 藤の園	北府 3 - 1 0 - 2 1	25-5001
	アクティブ케어 あいの樹	小松 1 - 5 - 4	21-2110
	県民せいきょう丹南きらめきグループホーム	家久町 4 9 - 4 - 1	22-7760
	グループホームらくらく	稻寄町 1 2 - 8 - 5	22-2120
	ラポールわかたけ	瓜生町 3 3 - 1 5 - 1	25-5800
	極ほっと倶楽部	高木町 1 1 1 - 2	21-5208
	グループホーム らいふ	横根町 1 2 - 4 - 1	43-5406
	認知症対応型 共同生活介護事業所 ゆうゆうの家	粟田部町 4 2 - 6 - 1	43-1900
地域密着型 介護老人福祉施設	地域密着型特別養護老人ホーム メゾンいまだて	東樫尾町 8 - 3 8	43-1800
定期巡回随時対応型 訪問介護看護事業所	レッツ定期巡回ステーション	横根町 1 2 - 4 - 1	43-5633
	定期巡回ステーションひだまり	本多 1 - 8 - 4 1	25-6112
地域密着型特定施設 入居者生活介護	藤の杜	北府 3 - 1 2 - 7 1	25-5000